

様式第二十三(第五十八条第五項関係)

形質変更時要届出区域台帳

横浜市

整理番号	整-30-10	指定年月日・指定番号	平成30年12月5日・指-156	所在地	鶴見区安善町2丁目4番1、4番2、4番5の各一部	
調製・訂正年月日	平成31年1月10日調製（新規指定、形質変更届出①）、令和元年5月21日訂正（形質変更完了届出①）、令和元年7月16日訂正（一部解除、形質変更届出②）、令和元年10月9日訂正（区域外搬出届出）、令和元年10月11日訂正（形質変更届出③）、令和2年6月8日訂正（一部解除、形質変更完了届出②、③）					
形質変更時要届出区域の概況	事業所			面積	約30,000m ² （令和元年7月5日訂正） 21,902m ² （令和2年6月5日訂正） 21,892m ²	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨						
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類						
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由	土地所有者の意向により、土壤汚染のおそれの把握等を省略（施行規則第13条第1項）した土壤汚染状況調査の結果により指定された。（令和元年7月16日訂正） 一部区域については、土地所有者の意向により、試料採取等を省略（施行規則第14条第1項）した土壤汚染状況調査の結果により指定された。					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置	形質変更時要届出区域の一部について、土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）が講じられた。（令和2年6月5日解除）					
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨						
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	平成30年9月25日 令和元年5月8日 (追加調査)	ベンゼン	含有量基準	溶出量基準	第二溶出量基準	なし (土壤汚染状況調査の全部の過程を省略したため) 東芝環境ソリューション株式会社
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壤搬出
	① 平成30年12月18日 (平成30年10月26日)	平成31年3月20日	土壤の掘削、基礎撤去		昭和シェル石油株式会社	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
	② 令和元年6月28日 (令和元年7月16日)	令和2年3月31日	土壤の掘削、基礎設置、舗装工事、植栽、雨水排水設備工事		昭和シェル石油株式会社	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
	③ 令和元年10月4日 (令和元年10月18日)	令和元年11月29日	土壤の掘削、埋戻し		出光興産株式会社	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
						有・無

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。